

概要

- 総務省消防庁から、消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定による国有財産等の無償使用の制度を活用し、緊急消防援助隊の活動に必要な車両等として配備
  - ・所有者は、総務省消防庁総務課長
  - ・車検点検等、維持管理に係る経費は、配備消防本部負担
- 運用として、県内応援隊や消防本部管轄内での消防活動での使用も可能
- 配備される車両等は、以下のとおり
  - ①拠点機能形成車
  - ②情報収集活動用ドローン
  - ③高機能救命ボート

①拠点機能形成車

○大規模災害発生時、被災地の前線での部隊活動を支える拠点機能を形成するため、長期の消防応援活動を支援する資機材を積載した特殊車両



- 所有者：消防庁
- 使用者：鳥取県東部広域行政管理組合
- 全長：11.98m
- 全幅：2.5m
- 高さ：3.55m
- 車両総重量：19,965kg

令和3年3月18日に納車

②情報収集活動用ドローン

○近接できない災害現場等で、要救助者の捜索・安否確認、現場の状況把握等、情報収集活動を迅速に行う資機材

ドローン(主な仕様)

寸法(活用時)	0.9×0.9×0.4 (m)
(収納時)	0.7×0.2×0.2 (m)
重量(電池装着時)	3.8~4.6 (kg)
最大積載量	1.5~2.3 (kg)
航続時間	13~38 (分)
耐風性	10 (m/s)
防水性	I P 43 (防塵・防滴対応)

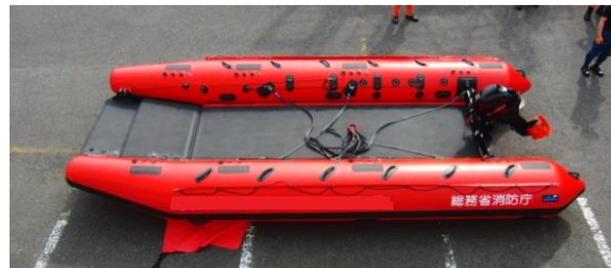


(イメージ写真：DJI マトリクス 210)

納品は  
**令和3年9月末**に  
延期

③高機能救命ボート

○瓦礫等がある場面でも活動可能であり、多くの要救助者を一度に救出することや車椅子での移動を必要とする方を車椅子ごと救助することも可能な高機能な救命ボート



令和3年1月20日に  
納品